

産業廃棄物税制度について

1 愛知県産業廃棄物税制度

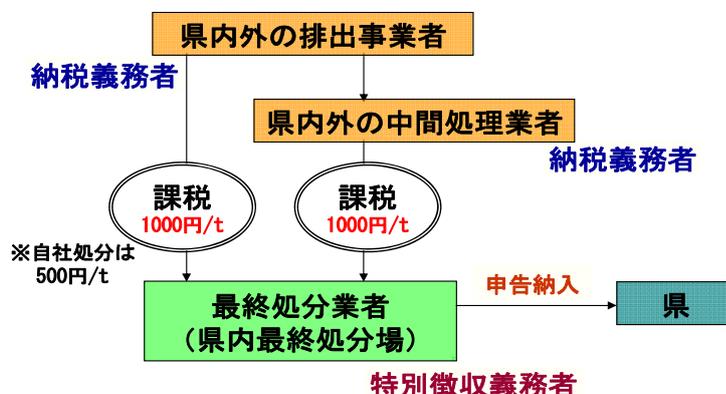
(1) 概要

本県では、循環型社会の構築のために産業廃棄物税制度を平成18年度から導入しています。排出事業者から納められた税金は、次の3つの施策の実施のために充当されています。

- ① 3Rの促進
- ② 最終処分場の設置の促進 → 個々の充当事業の詳細は別添をご覧ください。
- ③ 産業廃棄物の適正処理の施策

(2) 税率

- ① 最終処分業者に埋立処分を委託する場合 1,000円/トン
- ② 自社の埋立処分場で処分する場合 500円/トン



(3) 税込及び充当事業【充当事業の内容は別添参照】

(単位：千円)

年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
税込 (徴収費用控除後)		481,718	479,287	599,124	502,201
充 当 事 業	3Rの促進	146,448	122,063	100,126	230,076
	最終処分場の設置促進	682	908	656	1,057,165
	適正処理の施策	81,668	93,892	83,020	111,194
	計	228,798	216,863	183,802	1,398,435

(4) 効果

(単位：千トン)

年 度	平成16年度(A)	平成19年度(B)	(B)-(A)
産業廃棄物発生量(県内)	20,595	22,016	1,421
埋立処分量	1,413	1,103	-310

平成19年度の埋立処分量は平成16年度比で約20%減少しています。

(5) 見直し検討

愛知県産業廃棄物税条例附則第6で、施行後5年を目途として見直し検討することとなっています。

<スケジュール(案)>

平成21年12月	第1回検討会議開催
平成22年3月	第2回検討会議開催
平成22年5月	第3回検討会議開催・検討会議中間報告取りまとめ
平成22年6月	第4回検討会議開催・検討会議最終報告

※導入時には、愛知県産業廃棄物検討会議を6回開催。

2 他道府県の産業廃棄物税の状況

課税方式	課税額	道府県
排出段階課税方式	排出量1トンあたり 1,000円	三重・滋賀
最終処分段階課税方式	最終処分量1トン あたり1,000円	青森・岩手・秋田・宮城・ 新潟・京都・奈良・鳥取・ 島根・岡山・広島・山口・ 熊本・福島・沖縄・北海道・ 山形・愛媛
最終処分段階課税 焼却課税併用方式	・焼却施設への搬入 1トンあたり800円 ・最終処分量 1トンあたり1,000円	福岡・佐賀・長崎・大分・ 宮崎・鹿児島

(1) 排出段階課税方式

産業廃棄物の排出者に対して排出量に応じて課税する方式。三重県と滋賀県がこの方式を採用しており、いずれも産業廃棄物1トンあたり1,000円の課税となっています。課税対象者が多数となることから、三重県は年間排出量が1,000トン未満、滋賀県は500トン未満を免税としています。

(2) 最終処分段階課税方式

産業廃棄物の最終処分段階で最終処分量に応じて課税する方式。本県を含め19道府県でこの方式を採用しており、いずれも最終処分場へ搬入の段階で1トンあたり1,000円の課税となっています。

(3) 最終処分段階課税焼却課税併用方式

産業廃棄物の最終処分段階で最終処分量に応じて課税する方式と産業廃棄物の焼却施設への搬入量に応じて課税する方式を併用しています。福岡県を始めとする6県で採用しており、焼却施設への搬入の段階で1トンあたり800円、最終処分場への搬入の段階で1トンあたり1,000円の課税となっています。